

## 第4回定例岡山県教育委員会議事録

- 1 日 時 令和4年6月17日(金)  
開会13時30分 閉会14時17分
- 2 場 所 教育委員室
- 3 出席者
- |              |            |
|--------------|------------|
| 教育長          | 鍵本 芳明      |
| 委員(教育長職務代理者) | 上地 玲子      |
| 委員           | 松田 欣也      |
| 委員           | 梶谷 俊介      |
| 委員           | 田野 美佐      |
| 教育次長         | 浮田 信太郎     |
| 教育次長         | 梅崎 聖       |
| 学校教育推進監      | 川上 慎治      |
| 教育政策課        | 課長 大西 治郎   |
|              | 副課長 有田 純子  |
|              | 総括主幹 石崎 貴史 |
| 財務課          | 課長 遠藤 圭一   |
| 特別支援教育課      | 課長 小林 伸明   |
| 人権教育・生徒指導課   | 課長 高山 公彦   |
- 4 傍聴の状況 0名
- 5 附議事項  
(1) 令和5年度使用義務教育諸学校の教科用図書の採択について
- 6 報告事項  
(1) 令和4年度6月補正予算(追加分)について  
(2) 令和3年度ネットパトロールの実施状況等について

## 7 議事の概要

### 開会

#### 非公開案件の採決

##### (教育長)

本日の議題の審議に入る前に、議題の公開の可否について決定したい。本日の議題のうち、附議事項（１）は、教育行政の公正を確保する必要があることから、教育委員会会議規則第１２条に基づき、非公開とするよう発議する。

委員から、議題を非公開とする発議はないか。

##### (委員全員)

(特になし)

##### (教育長)

この発議は、討論を行わずにその可否を決定することとなっているので、直ちに採決に入る。

附議事項（１）は、非公開とすることに賛成の委員は挙手願う。

##### (委員全員)

挙 手

##### (教育長)

全会一致により、本案件は非公開とすることに決した。

#### 報告事項（１）令和４年度６月補正予算（追加分）について

##### ・財務課長から資料により一括説明

##### (委員)

「電気料金」とあるが主に何で使用するのか。

##### (財務課長)

空調の電気代である。保護者負担部分で、昨年度と比較した増加分を補填する。

##### (委員)

それ以外の施設関係の費用高騰については別途補正予算の対応を行うのか。

##### (財務課長)

必要性が生じれば知事部局・警察を含めて全庁的に対応する可能性はあるが、今回の補正予算では計上していない。

##### (委員)

企業においても節電に努めたり、トラックの便数・積載率を調整したりするなど原価コストを下げる取組をしている。県教委も値上げへの対応のみならず、こ

れまでに行っていたことを見直す必要がある。

**(委員)**

電気料金の不足はどう計算しているのか。

**(財務課長)**

学校により空調の台数等は異なるが、実績に応じて増加分を補填する予定である。今年度末までの見積もりで計算している。

**(委員全員)**

了 承

## 報告事項（２）令和３年度ネットパトロールの実施状況等について

### ・人権教育・生徒指導課長から資料により一括説明

**(委員)**

SNS の投稿は深夜に行われる場合が多く、リサーチまでに時間差があると思うがどうなっているのか。

**(人権教育・生徒指導課長)**

監視時間帯については、企業に委託している。企業にも勤務時間はあるため、基本的にはそこで監視をする。早めの指導が必要な案件や緊急度が高い案件はタイムラグができるだけない方がよい。中レベルになると情報が入ってから、そのような書き込みを定点監視し、しばらく追っていく。高レベルであれば教育委員会と学校へ即時に連絡が入り、24 時間体制で監視するように切り替えてもらうことも可能である。内容や度合いに応じて対応していただいている。

**(委員)**

最近の子どもは我々が使わないような「隠語」でやり取りをしている場合も多い。そのような言葉もリサーチしているのか。

**(人権教育・生徒指導課長)**

委託業者は AI も活用しているが、基本的には目視で監視している。業者には学校独自の情報を提供しており、業者からは学校指導に使える隠語的な言葉について提供いただいている。

**(委員)**

英語も検索できるようにしてほしい。

**(人権教育・生徒指導課長)**

新しい視点であり、ご指摘の内容についてしっかりと対応できるように検討してまいりたい。

**(委員全員)**

了 承

## 附議事項（１）令和５年度使用義務教育諸学校の教科用図書の採択について

### ・特別支援教育課長から資料により一括説明

#### （委員）

保護者の目に付くように子どもが持ち帰る機会はあるのか。

#### （特別支援教育課長）

児童生徒の状況により持ち帰りも行っている。学校に置いておくことがすべてではないと考える。

#### （委員）

ストレスマネジメントの本は一般の本だが、特別支援学校では教科書として使用する場合もあるということか。

#### （特別支援教育課長）

そのとおりである。

#### （委員）

通常の学級でも使用してよいのではないかと考える。

#### （委員）

漢字に振り仮名がついていないため、特別支援の子どもが読むには難しい。保護者や教員が読んで一部を使用するマニュアルとしての利用を考えているが、小学校高学年の通常学級の児童であれば読むことが可能ではないかと思われる。

#### （教育長）

学級文庫に置くとよいかもしれない。

#### （委員）

ここから先の各学校の作業はどうなるのか。

#### （特別支援教育課長）

この資料を市町村教委や特別支援学校へ提供する。資料を見ながら実際に本を手に取り、研究をすることになる。

#### （委員）

本のサンプルは県教委が見せるのか。

#### （特別支援教育課長）

一般図書については通常の書店でも売ってあるため確認できるが、資料にある本は県総合教育センターに陳列しており、確認が可能である。

#### （委員）

業者から献本をいただくことは可能か。

#### （特別支援教育課長）

一般図書のため難しい。

#### （教育長）

これより採決に入る。議第２号について、原案に賛成の委員は挙手願う。

(委員全員)

挙 手

(教育長)

全会一致により、議第2号は原案のとおり決した。

閉会